

令和3年3月 定例教育委員会 会議録

1 日 時 令和3年3月25日(木) 開会 15時00分 閉会 16時25分

2 場 所 福井市役所本館8階第3委員会室

3 出席者 教育長 吉川 雄二
教育長職務代理者 春木 伸一
教育委員 木村 敦子
教育委員 多田 和博
教育委員 宮郷 美千代

<事務局職員>

教育部長 塚谷 朋美
少年対策参事官 谷口 敏英
教育次長 向井 成人
副理事(生涯学習課長事務取扱) 桑原 浩明
図書館統括館長 小倉 敏之
教育総務課長 馬來田 善準
学校教育課長 氣谷 達郎
保健給食課長 坂井 小由里
青少年課長 松田 玲子
スポーツ課長 中嶋 靖利
文化財保護課長 天谷 賢一
図書館長 中野 裕三
みどり図書館長 井土 博之
桜木図書館長 田畑 裕嗣
調整参事 吉田 武文
教育総務課 副課長 名津井 章
教育総務課 課長補佐 吉川 貴大
教育総務課 主幹 山崎 哲央

4 議 題

議 案

第27号議案 福井市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について

第28号議案 福井市教育委員会公印規則の一部改正について

第29号議案 福井市少年愛護センター運営委員会規則の制定について

第30号議案 市指定文化財の指定について

報 告

(1) 派遣職員の異動について

- (2) 3月定例会市議会の報告について
- (3) 令和元年度福井市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について
- (4) 福井市少年愛護センター補導員の見直しについて
- (5) 福井市少年愛護センター設置条例施行規則の一部改正について

5 議事の経過

- (1) 開会、教育長あいさつ
- (2) 会議録署名委員の指名 春木 伸一 委員 木村 敦子 委員
- (3) 議事の要旨

教育長	はじめに、第27号議案福井市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (教育総務課長)	<p>これは、いわゆる書類にかかる判子の見直しである。行政手続きの簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、押印の特例に関し、必要な事項を定めるものである。</p> <p>また、第2条に定めるものについては、押印を求めないものとする。備考欄のただし書きについては、本人が署名した場合に限るなど、自筆で署名した場合には押印の省略ができる。</p> <p>福井市全体では、約4,800の様式のうち、3,900ほどが対象になる。教育委員会においては、規則に基づくものは27ある。</p>
教育長	ただ今の説明について、御意見、御質問等があればお願いします。
春木委員	押印の特例対象に選ばれたものは、選ばれなかったものとどこで差をつけているのか。
事務局 (教育総務課長)	全庁的な見直しの中で、規則なり条例なりに押印の定めがされているものについて、押印が必要かどうかを検討し、必要ないと判断されたものについては見直しを行っている。また、法の規定に基づくもので廃止できないものは、法改正に伴い順次廃止されることになる。
教育長	<p>そのほかにいかがか。なければ、ただ今の第27号議案については、原案のとおり承認することで御異議ないか。</p> <p>— 異議なしの声 —</p>
教育長	<p>それでは原案のとおり承認することとする。</p> <p>次に、第28号議案福井市教育委員会公印規則の一部改正について、事務局から報告をお願いします。</p>

事務局
(教育総務課長) 今年の4月から杉坂小学校、杉坂中学校が新設される。これに伴い、学校印、
学校長印が必要となることから78に増やす。ただし、卒業証書用については、
76のままとする。これは、子どもたちは本来在籍する学校に戻って卒業するこ
とから、卒業証書は必要ないためである。

教育長 ただ今の説明について、御意見、御質問等があればお願いする。

教育長 小学校6年生の児童が引き続き杉坂中学校に上がった場合でも、いったん小学
校戻って卒業証書をもってから、まだ戻ってくるという形になるのか。

事務局
(学校教育課長) 本人の希望もあるかと思うが、卒業証書は、現籍校をベースと考えている。そ
のため、生活ベースは杉坂になるが、いったん現籍校に籍を戻して、卒業証書を
授与し、その後、地元の中学校に入学した上で、杉坂中学校に転校することにな
る。ただし、どうしても杉坂小の卒業証書が欲しいという場合は、対応は可能か
と思う。

教育長 その場合は、校印はないということになるということか。

事務局
(学校教育課長) そういうことになる。

教育長 そうすると、現籍の小学校に1日だけ籍を戻し、現籍校で卒業する。また、4
月に中学校に入学手続きをした後、また籍を移すことになるのか。

事務局
(学校教育課長) 動きはそのようになる。ただし、1日限りというわけではなく、例えば3月1
日付で籍を移すようなこともある。中学校卒業の場合については、その後の進学
や就職等の都合もあるので、11月あたりでいったん現籍校に戻って進学等の手
続きは、現籍校名で行うことになる。

事務局
(教育総務育課長) 公印の規則の改正であるので、必要に応じて対応できる。

教育長 ついでにいうと、杉坂小中学校にも指導要録を作ることになるかと思うが。

事務局
(学校教育課長) 指導要録については、学校と同じように作ることになる。

教育長 そのほかにいかがか。なければ、ただ今の第28号議案については、原案のと
おり承認することで御異議ないか。

— 異議なしの声 —

教育長 それでは原案のとおり承認することとする。

教育長 それでは、引き続き第29号議案 福井市少年愛護センター運営委員会規則の制定について、事務局から説明をお願いする。

事務局
(青少年課長) 福井市少年愛護センター設置条例第3条第4項の定めに従い、新たに教育委員会規則として、福井市少年愛護センター運営委員会規則を制定するものである。
第1条では、制定の趣旨を、第2条では、運営委員会の委員を教育委員会が委嘱すること、第3条では、運営委員会の委員長を規定するもので、これは、条例施行規則第3条第1項、第3項及び第4項で定めていた事項をここで規定するものである。第4条は、議事運営に関するもので、条例施行規則第3条第2項について規定されていたものを、併せて他の規則に倣い、第2項及び第3項を定めたものである。第5条についても、他の規則に倣い、同様に制定したものである。

教育長 これについては、本来、教育委員会規則で定めると書いてあるのに、福井市規則に定められていたため、改めて定めるものである。

教育長 そのほかにいかがか。
なければ、ただ今の第28号議案については、原案のとおり承認することで御異議ないか。

— 異議なしの声 —

教育長 それでは原案のとおり承認することとする。

教育長 次に、第30号議案市指定文化財の指定について、事務局から説明をお願いする。

事務局
(文化財保護課長) 福井市指定文化財に指定することについて、教育委員会の議決を求めるものである。名称は、大安寺観音堂(旧松平齊承御霊屋)附 棟札で、文化財の種別は有形文化財(建造物)。年代は、天保7年、1836年で、昭和25年に移築された。建造物は、福井市天菅生町にあり、棟札は、福井県文書館にある。

— 以下、資料に沿って説明 —

教育長 何かご質問等はあるか。
なければ、第30号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

— 異議なしの声 —

事務局
(生涯学習課長)

考え方は大きく2つある。ひとつは、開催時期。もうひとつは、はたちのつどいを行政が中心としてやっていくべきかどうか。

まず、時期について、雪の心配をしなくてもいい3月開催も考えのひとつである。これについては、定例教育委員会や社会教育委員の会議の場でご意見をいただきながら、あるべき時期について相談させていただきたいと考えている。

2点目の行政が中心になるべきかどうかについては、全国的にまだそこまで議論はされていないものの、少数だが、本当に行政がやるべきなのかという意見もある。これについても、今後、整理をしていかなければならないと考えている。

事務局
(教育部長)

報道には、開催時期を1月に、はたちのつどいという形で開催するということとで発表している。今回の式について、着物の予約のこともあり、かなり問い合わせがあった。また、一部の議員からは、やらなければならないものなのか、また、止めるという議論はないのかという意見もあった。今のところ、20歳のけじめとして行うと報道には発表している。

ただし、今後、1年1年どうすべきかを議論していく必要がある。基本的には18歳で多くのことは、責任を取る年齢となる。全国的には、18歳で行うところは、ほぼない。

教育長

次に、令和元年度福井市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について事務局より説明をお願いします。

事務局
(教育総務課長)

本報告書は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、毎年作成し、議会への提出や公表が義務付けられている。本市の教育委員会の事務については、福井市教育振興基本計画を基に各種施策や事業を実施している。

また、点検・評価を行うにあたり、学識経験者などに知見をいただいている。

— 以下、資料を基に点検・評価の概要について説明 —

教育長

何か御質問や御意見はあるか。

教育長

福井市教育振興基本計画は来年度が最終年度か。

事務局
(教育総務課長)

そうである。来年度に改定作業を行う予定である。

今回、評価のやり方の見直しを行ったのは、教育振興基本計画の見直しのためにも必要だと考えており、過去4年間の活動状況を見ることができるようにし、教育振興基本計画改定作業の下準備ということも含めている。

教育長

知見にあるように、単に回数を追うことだけが目標になっているのがどうなのか。本来は、成果指標であるべきところであるが、学校教育の中に適用すると項

目がものすごく減ってしまう。そのあたりもどうなのかとも思う。

事務局
(教育総務課長)

来年度の教育振興基本計画の改定にあたり、まず、教育に関する大綱の改定がある。大綱は、総合教育会議の中で、市長と協議を進めていきたいと考えている。また、教育振興基本計画については、随時、教育委員の方と協議を諮り進めていきたい。

多田委員

文化会館の閉館について、閉館後、建物はどうするのか。そのまま残るのか。

事務局
(教育部長)

解体の予定である。

教育長

次に、報告(4)福井市少年愛護センター補導員の見直しについて、及び、報告(5)福井市少年愛護センター設置条例施行規則の一部改正について、事務局より説明を願う。

事務局
(青少年課長)

今回の見直しは、教員の働き方改革への対応について、教職員の業務負担を軽減するため、従来の教員やPTAへの委嘱から、会計年度任用職員として、短時間専従補導員を任用する方法で対応するものである。

また、報告(5)については、短時間専従補導員を新たに創設することに伴い、少年愛護センターの職員及び市長が委嘱する補導員設置の根拠を明らかにするために改正するものである。

また、先ほどの第29号議案のとおり、運営委員会について新たに教育委員会規則に定めることとしたものである。

教育長

何か御意見ご質問はあるか。

春木委員

今度の専従補導員は、現役の先生でなくてもいいのか。

事務局
(青少年課長)

今回の募集は、学校を退職された先生方を中心に公募させていただいた。ただし、今回採用したのは、先生のOBではなく、警察のOBであった。

春木委員

報酬はあるのか。

事務局
(青少年課長)

2時間で約1,800円である。月あたり12回から15回勤務である。

多田委員

公立学校の教員110人とPTA24人のところが、専従の方が変わるという認識でいいか。

事務局 (青少年課長)	そうである。
多田委員	平日2時間、週3回、1週間6時間で、元々、134人のところを3人の専従で賄うとすると、そもそも負担軽減に繋がっているのか。元々負担がなかったのではないのか。人数差があまりにもありすぎる気がする。
事務局 (青少年課長)	回数という点に関しては、愛護センター運営委員会でもいろいろご意見をいただいた。今回、専門的な知識を持った警察OBの方が、子どもたちが集まる量販店を中心に回ることになっている。
教育長	教員の方のうち、女性の教員が回ることになる場合、補導となると、危険を感じる場合があり、怖い思いもしたこともあって、今回の措置についてはありがたいとの意見をいただいている。
事務局 (教育部長)	説明の記載のとおり、月に1回、自分の地区を平日の夕方に回ることとなっている。実際、この時間は、習い事などにより、あまり子どもたちはいない。夜の時間帯は、警察により見回っているところである。
教育長	もともと、教員としては、月1回2時間が負担ではなく、この活動を教員が担わないといけないのかどうかというところが疑問であった。教員にとっては、心理的な負担は減ったのではないかと思う。
多田委員	福井市内での、中学生と高校生に対する、何か棲み分けとか連携みたいなものはあるのか。
事務局 (青少年課長)	今回の見直しについては、高校の生徒指導を担当している先生にも説明をしている。福井市愛護センターから、高等学校へ補導を依頼することはなくなるが、高校独自としてやるかやらないかは検討していると聞いている。
教育長	基本的には、年齢に関係なく声掛けをするものである。県は、県として回っている。
教育長	議事と報告は以上である。他に何かあるか。
事務局 (教育総務課長)	— 令和3年度事業別概要について、資料を基に説明 —
事務局 (青少年課長)	— 青少年育成市民会議の「愛の導き」及び夕方見守り運動について、資料を基に説明 —

事務局 (図書館長)	— 市立図書館のリニューアルについて、資料を基に説明 —
事務局 (学校教育課長)	— 小中学校における時間外の電話の対応、入学式及び始業式の告辞、杉坂小中学校の開校式について、それぞれ資料を基に説明 —
春木委員	告辞については、誰かが読むのか。
事務局 (学校教育課長)	読むのではなく、印刷してすべての家庭に配布する。玄関にも掲示する。
事務局 (文化財保護課長)	— 文化財保護センターでの企画展について、資料を基に説明 —
教育長	— 教育委員会事務局職員の異動について、資料を基に説明 —
事務局 (対象者)	— 退職者等挨拶 —
教育長	事務局から次回の日程についてお願いする。
事務局 (教育総務課 課長 補佐)	次回の定例教育委員会について、4月23日(金)15時から、場所は福井市役所本館8階第3委員会室にて開催するので、御出席いただきたい。
教育長	以上をもって会議を終了する。

令和3年4月23日

署名委員 春木 伸一

署名委員 木村 敦子

会議録作成職員 藤井 由文